

館山市学校給食センター整備運営事業
特定事業の選定

平成 30 年 11 月 7 日

館 山 市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI 法」という。)第 7 条の規定に基づき、館山市学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

平成 30 年 11 月 7 日

館山市長 金丸 謙一

目 次

1	事業内容	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 事業に供される公共施設等の種類	1
	(3) 公共施設等の管理者等の名称	1
	(4) 事業目的	1
	(5) 事業範囲	1
	(6) 事業期間	1
	(7) 事業方式	1
2	事業者の収入	2
3	市が直接実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価	2
	(1) 評価の方法	2
	(2) 定量的評価	2
	(3) 定性的評価	4
	(4) 総合評価	5

1 事業内容

(1) 事業名称

館山市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場

(3) 公共施設等の管理者等の名称

館山市長 金丸謙一

(4) 事業目的

館山市の学校給食センターは、稼働から 48 年以上経過しており老朽化が深刻な課題となっている。文部科学省が「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に照らすと、現在の施設や設備は現在調理施設に求められている衛生水準や機能面と比較して、大きく乖離している状況であり、早急に対応する必要がある。

以上を踏まえ、本事業は、すでに実施設計が完了している新学校給食センターの建設に加え、施設の維持管理及び運營業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減を図りつつ、財政負担の平準化等を実現するため、P F I 手法を用いて整備することを目的とする。

(5) 事業範囲

P F I 法に基づき、新たに館山市学校給食センターの施設（以下「本施設」という。）を建設し、維持管理、運営等を遂行することを事業の範囲とする。具体的な業務内容については、入札説明書等において示す。

- ・本施設の建設に関する業務
- ・本施設の開業準備業務
- ・本施設の維持管理に関する業務
- ・本施設の運営に関する業務

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（2019 年 6 月予定）から 2040 年 8 月までの、約 21 年 2 か月とする。

(7) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の維持管理及び運營業務を行う B T O（Build Transfer Operate）方式により実施する。

2 事業者の収入

市は、事業者が行う本施設の建設、維持管理及び運營業務（以下「本件整備・運營業務」という。）に関する費用として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

3 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

(1) 評価の方法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。）に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI方式により実施することによるサービス水準に関する定性的評価を踏まえた総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI方式により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次頁のように前提条件を設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、入札参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

ア 前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 方式により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	支出 ①施設整備に係る費用 ・建設費 等 ②維持管理・運営に係る費用 ・人件費 ・光熱水費・燃料費 ・点検・補修費 ・備品更新費 ・配送費 等 ③開業準備費 ④地方債に伴う償還金及び支払利息	支出 ①施設整備に係るサービス購入料 ・一時支払い対価（交付金、地方債） ・割賦対価（金利手数料等） ②維持管理・運営に係るサービス購入料 ・人件費（S P C職員分） ・S P C運営費 等 ③開業準備費 ④地方債に伴う償還金及び支払利息 ⑤モニタリング費用 ⑥アドバイザー費用 ⑦人件費（市事務職員・市栄養士・市配膳員分）
	収入 ①交付金 ②地方債	収入 ①S P Cからの税収（市税分） ②交付金 ③地方債
事業期間	建設期間：約1年 開業準備期間：約2か月 維持管理・運営期間：約20年	
施設概要	事業用地：千葉県館山市北条420-1他 敷地面積：6,141.94㎡ 調理基本能力：1日あたり3,500食	
建設に係る費用	・設計図書に基づき設定した。	・他事例の実績、聴き取り調査等に基づき、市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
維持管理・運営に関する費用	・他事例の実績、聴き取り調査等に基づき設定した。	
資金調達に関する事項※ ¹	①交付金※ ² ②地方債 ③一般財源	①資本金 ②民間借入 ③市からの一時支払対価
共通条件	割引率：0.93%	

※1：市が直接実施する場合は、市の資金調達の内訳。P F Iにより実施する場合は、P F I事業者の資金調達の内訳。

※2：学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年文科施第3号）を基に算定した。

イ 算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が、約3%削減することが見込まれる。

なお、事業者に移転するリスクについては、データの蓄積がないこと等により厳密な定量化は困難であるため考慮していない。

(3) 定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア 良質なサービスの提供

本事業の対象施設は約3,500食の供給基本能力を有するを実施する学校給食センターであり、高いレベルでの安全上・衛生上の配慮が必要である。民間事業者の建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することで、安全性の高い良質なサービスが期待できる。

また、運営事業者が早い段階から市に関与するようになるため、学校給食に関するアドバイザーとしての役割・機能を期待することができ、安全・安心でおいしい給食の確実な実施が期待できる。

イ 建設・維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

本件整備・運營業務を一括して民間事業者に委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、それぞれ分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が期待できる。

ウ 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

エ 財政支出の平準化

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(4) 総合評価

本事業をPFI方式により実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して約3%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や業務の効率化等も期待できる。また、安全・安心でおいしい給食を確実に実現する上でも、民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をPFI方式により実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。